

石綿による健康被害の救済に関する法律案に対する修正案

石綿による健康被害の救済に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第八十六条」を「第八十七条」に、「（第八十七条 第九十一条）」を「（第八十八条 第九十一条）」に改める。

第十六条第二項中「の翌月」を削り、同条に次の一項を加える。

4 その月において被認定者が当該認定に係る特定疾病について第十一条各号に掲げる医療を受けており、かつ、その病状の程度が政令で定める程度に該当するものであるときその他政令で定める特別の事情があるときは、その請求に基づき、その月分の療養手当の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の額に政令で定める額を加算した額とする。

第九十一条を第九十二条とする。

第九十条中「第八十八条」を「第八十九条」に改め、同条を第九十一条とする。

第八十九条を第九十条とし、第八十八条を第八十九条とし、第八十七条を第八十八条とする。

第五章中第八十六条を第八十七条とし、第八十条から第八十五条までを一条ずつ繰り下げ、第八十一条の

前に次の一条を加える。

(就学の援護等の措置)

第八十条 国は、石綿による健康被害を受けた者の遺族の就学の援護その他石綿による健康被害を受けた者及びその遺族の援護を図るために必要な措置を講ずるものとする。

附則第一条第一号中「第八十四条」を「第八十五条」に、「第八十六条」を「第八十七条」に改め、同条第二号中「第八十八条」を「第八十九条」に、「第九十条」を「第九十一条」に、「第九十一条」を「第九十二条」に改める。

附則第六条中「五年」を「三年」に改める。

この修正の結果必要となる経費

この修正の結果必要となる経費は、平年度において約三億円の見込みである。